

奈良県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 上池原下桑原線
- 三 道路の区域

2 2 9		路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
吉野郡下北山村 大字佐田三〇一		吉野郡下北山村 大字佐田三〇一	吉野郡下北山村 大字佐田二七九 番一先まで	前	六・八 ） 二四・八	五八八・一	小佐田橋 L〓三七・ 九m イノ谷橋 L〓四六・ 七m
吉野郡下北山村 大字佐田一三九 九番一先まで		吉野郡下北山村 大字佐田三〇一 番二先から	吉野郡下北山村 大字佐田一三九	A	四・六 ） 二四・八	五九三・七	北岡橋 L〓五・四 m
吉野郡下北山村 大字佐田三〇一		吉野郡下北山村 大字佐田三〇一	吉野郡下北山村 大字佐田三〇一	B	六・八		小佐田橋 L〓三七・

番一先まで	大字佐田二七九	吉野郡下北山村	番二先から	
			後	
			A	
			一三三・四	）
				五八八・一
七m	ル四六・	イノ谷橋		九m